

## 新クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査書の縦覧及び意見書について

新クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査書について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項及び野洲市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に基づき実施した縦覧の結果及び意見書の受理結果を報告します。

### 1. 縦覧について

(1) 縦覧期間 平成25年6月26日～7月25日

(2) 縦覧場所及び縦覧申込の結果

市環境課	0件
野洲クリーンセンター	0件
コミュニティしのはら	0件
大篠原自治会館	3件
竜王町生活安全課	0件

### 2. 意見書について

施設の設置に関し利害関係を有する者は、市長に対し、生活環境の保全の見地から意見書を提出することができ、以下のとおり意見書を受付した。

(1) 提出先 市環境課及び野洲クリーンセンター

(2) 提出期限 縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日（8月9日）まで

(3) 意見書の受理結果

市環境課	0件
野洲クリーンセンター	0件

### 3. その他

都市計画法第17条第1項の規定に基づき、大津湖南都市計画都市施設（ごみ処理場）の決定案について、平成25年7月26日から8月9日まで市都市計画課において縦覧を行い、住民及び利害関係人から、縦覧期間満了日までに市長に対する意見書を受付した。

○意見書の提出先及び受理結果

市都市計画課	0件
--------	----